

## 内部統制報告制度の見直しの主な内容(案)

### (1) 企業の創意工夫を活かした監査人の対応の確保

- 経営者が創意工夫した内部統制の評価方法・手続等について、監査人の理解・尊重
- 中堅・中小上場企業に対する監査人の適切な「指導的機能」の発揮
- 内部統制監査と財務諸表監査の一層の一体的実施を通じた効率化

### (2) 中堅・中小上場企業向けの効率的な内部統制報告実務の「事例集」の作成

- 中堅・中小企業向けを中心とした、運用ルールの簡素化・明確化のための分かりやすい事例集の作成

### (3) 内部統制報告制度の効率的な運用手法を確立するための見直し

- 企業において可能となる評価方法・手続等の簡素化・明確化  
(例) 毎年、各業務プロセスごとに行われている評価手続のローテーション化
- 「重要な欠陥」の判断基準等の明確化
- 中堅・中小上場企業に対する評価方法・手続等の簡素化・明確化  
(例) 必ずしも、組織内における各階層で内部統制の評価を行わないことができること等を明確化

### (4) 「重要な欠陥」の用語の見直し

- 「重要な欠陥」の用語は、企業自体に「欠陥」があるとの誤解を招くおそれがあるとの指摘があり、「開示すべき重要な不備」と見直すことを検討

# 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(抄)①

平成22年6月18日  
閣議決定

## 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 成長を支えるプラットフォーム

### (7)金融戦略

#### 【2020年までの目標】

- 『官民総動員による成長マネーの供給』
- 『企業のグローバルなプレゼンス向上』
- 『アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立』
- 『国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大』

成長戦略における金融の役割は、①実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることである。2020年までの期間において、これら2つの役割を十分に果たしうる金融を実現し、実体経済と金融との新たな「Win-Win」の関係を目指す。

そのために、大企業、中堅企業、中小企業、個人事業者、海外での本邦企業活動、国内プロジェクト、海外プロジェクトなど、投融資や支援対象のカテゴリー・特性に適した成長資金が供給できる金融産業を構築する。長期的な視点で、イノベーション重視の経営をサポートできるように、「金融システムの進化」を目指す。

また、金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。

具体的には、ユーロ市場と比肩する市場を我が国に実現するため、プロ向けの社債発行・流通市場を整備するとともに、外国企業等による我が国での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大等を実施する。あわせて、中堅・中小企業に係る会計基準・内部統制報告制度等の見直し、四半期報告の大幅簡素化など、所要の改革を2010年中に行う。また、国民金融資産を成長分野や地域に活用するための方策として、民間金融機関の積極的な取組を促す。さらに、政府系金融機関・財政投融資等の活用やファンドスキームの活用・検討など、官民総動員による対応を進める。

これらの取組を含め、アジアを中心とした新興国が牽引する世界経済の成長に、我が国がアジアの金融センターとして大いに関与しつつ、国民の金融資産の運用を可能とする「新金融立国」を目指し、2010年中から速やかに具体的なアクションを起こす。

# 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～(抄)②

《21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

成長を支えるプラットフォーム

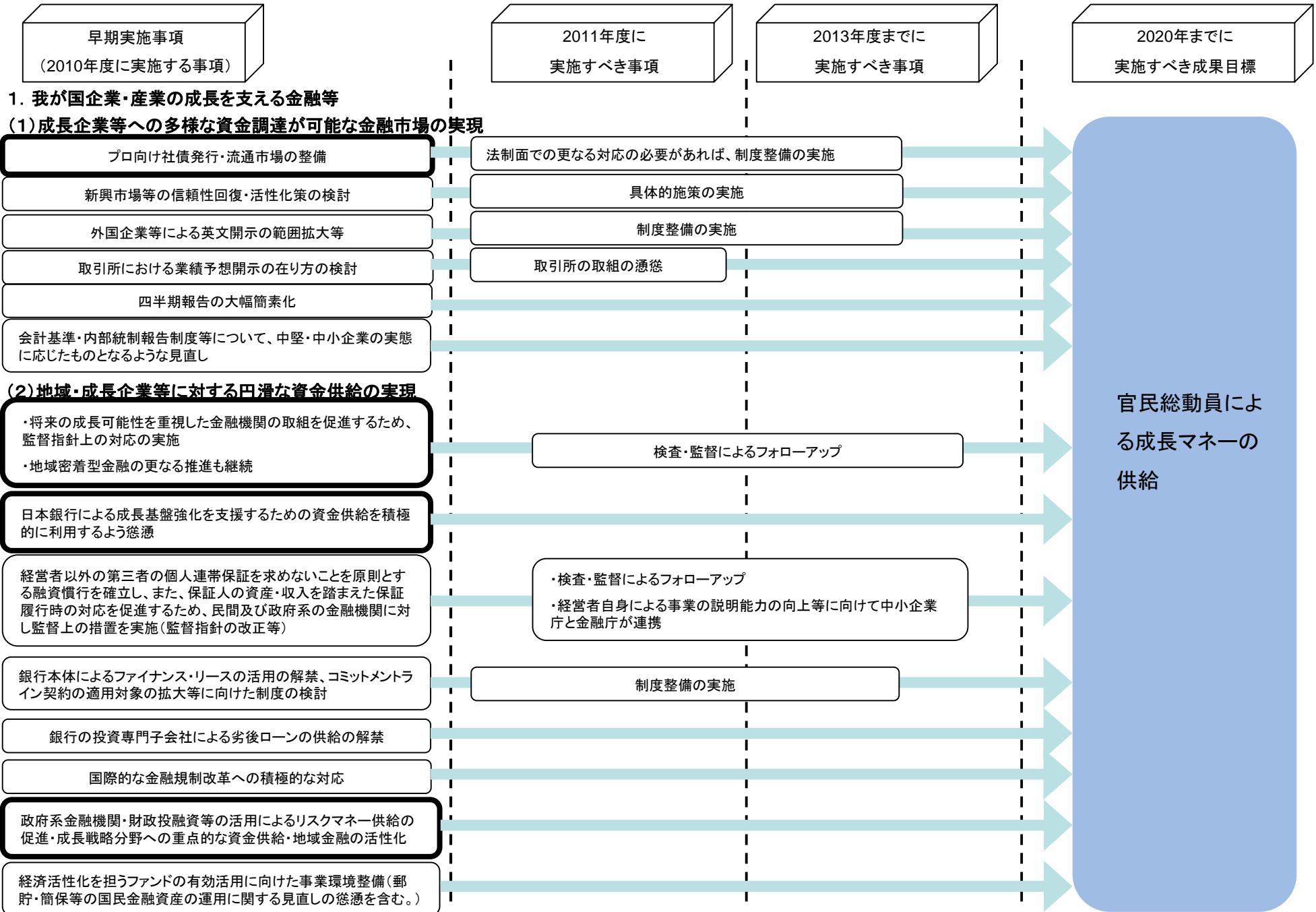
## VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト

### 21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進

「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。

総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。

# VII 金融戦略



## 四半期報告の簡素化の概要

企業会計基準委員会(ASBJ)における会計基準の改正の検討と併せ、平成22年度中に、関連する内閣府令の改正を行う予定(1月25日をもってパブコメ募集を終了)。

(主な内容)

### ○ 財務情報

- ①損益計算書の3か月情報と累積情報の併記の見直し
- ②キャッシュ・フロー計算書の作成・開示の一部省略
- ③「注記」を含む記載の簡素化など

### ○ 非財務情報

財務情報にあわせて累計期間での記載とするなどの簡素化